

令和3年神審第51号

裁 決

漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a

職 名 A船長

操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b

職 名 B船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和2年10月18日00時00分

石川県舩倉島西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

漁船B

総 ト ン 数	14トン	9.7トン
登 録 長	17.79メートル	14.85メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力		450キロワット
漁船法馬力数	610キロワット	

3 事実の経過

Aは、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に舵輪、左舷側に中央からレーダー及び魚群探知機、右舷側にGPSプロッター2台をそれぞれ装備した底びき網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首0.3メートル船尾1.5メートルの喫水をもって、令和2年10月17日21時30分石川県輪島港を発し、舢倉島北西方約17海里沖合の漁場に向かった。

a受審人は、単独で操船に当たり、航行中の動力船の法定灯火を表示し、3海里レンジでコースアップ表示したレーダー、GPSプロッター及び魚群探知機をそれぞれ作動させ、22時24分半僅か過ぎ七ツ島灯台から243.5度（真方位、以下同じ。）6.5海里的地点で、針路を前示漁場に向く358度に定めて自動操舵とし、11.5ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、23時50分周囲を一べつして船舶を認めなかったことから、前路に航行の支障となる他船はいないものと考え、操舵室後部の小上がり用の区画に移動し、横になって操船に当たり続航した。

a受審人は、23時55分舢倉島灯台から269.5度7.2海里的の地点に達したとき、正船首1,770メートルのところにBの白、緑2灯を視認することができ、同船が船首を東北東方に向けてほとんど移動しない様子から、漂泊中であることが分かり、その後Bに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったが、依然とし

て、前路に航行の支障となる他船はいないものと思ひ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、a 受審人は、B を避けることなく進行し、翌 18 日 00 時 00 分舢倉島灯台から 277 度 7.3 海里の地点において、A は、原針路、原速力のまま、その船首が B の右舷中央部に後方から 70 度の角度で衝突した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、視界は良好で、潮候は上げ潮の中央期であつた。

また、B は、船体中央やや後方に操舵室を配し、同室前部中央に GPS プロッター、左舷側にレーダー、右舷側に魚群探知機等をそれぞれ装備した刺し網漁業に従事する FRP 製漁船で、b 受審人ほか 1 人が乗り組み、操業の目的で、船首 0.2 メートル船尾 1.5 メートルの喫水をもって、同月 17 日 11 時 00 分輪島港を発し、舢倉島北西方約 7 海里沖合の漁場に向かつた。

b 受審人は、14 時 30 分前示漁場に到着して操業を始め、やがて日没になり航行中の動力船の法定灯火を表示したほか白色全周灯及び作業灯を点灯して移動しながら操業を行つたのち、23 時 00 分衝突地点付近で、船首を東北東方に向け、機関を中立運転として漂泊を開始し、刺し網の片付けに引き続き漁獲物の処理などの作業を行つた。

b 受審人は、23 時 55 分衝突地点で、船首が 068 度を向いていたとき、右舷船尾 70 度 1,770 メートルのところ、A の白、紅、緑 3 灯を視認することができ、その後同船が自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況であつたが、漁獲物の処理に気をとられ、見張りを十分に行わなかつたので、このことに気付かなかつた。

こうして、b 受審人は、警告信号を行うことも、機関を使用して移

動するなど、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続け、Bは、船首が068度を向いたまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、球状船首に破口を、Bは、右舷中央部外板に破口などをそれぞれ生じ、後にいずれも修理された。

(航法の適用)

本件は、石川県舳倉島西方沖合において、航行中のAと漂泊中のBが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないので、一般法である海上衝突予防法が適用される。

海上衝突予防法には、航行中の船舶と漂泊中の船舶に適用する航法規定がないことから、同法第38条及び第39条の船員の常務によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、舳倉島西方沖合において、航行中のAが、見張り不十分で、漂泊中のBを避けなかったことによって発生したが、Bが、見張り不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための措置をとらなかったことも一因をなすものである。

a受審人は、夜間、舳倉島西方沖合において、同島北西方沖合の漁場に向けて航行する場合、前路の他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、前路に航行の支障となる他船はいないものと思い、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、前路で漂泊中のBに向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、同船を避けることなく進行して衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、

同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1か月停止する。

b受審人は、夜間、舳倉島西方沖合において、漂泊する場合、接近する他船を見落とすことのないよう、見張りを十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、漁獲物の処理に気をとられ、見張りを十分に行わなかった職務上の過失により、Aが自船に向首したまま衝突のおそれがある態勢で接近する状況に気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための措置をとることもなく漂泊を続けて衝突を招き、A、B両船にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和4年10月26日

神戸地方海難審判所

審判長 審判官 前 田 昭 広

審判官 下 條 正 昭

審判官 池 田 博 美